

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

### 2. 監査対象として選定した特定の事件

テーマⅠ 負担金、補助及び交付金の財務事務の執行等について

テーマⅡ 大津市民病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る  
事業の管理について

監査対象期間 原則として平成21年度を監査対象としている。

### 3. 特定事件の選定理由

包括外部監査の初年度となった平成21年度は大津市行政全般にわたる包括的なテーマが適切と考え、未収金及び貸付金をテーマにして収入未済額の管理事務並びに制度の運用・管理状況を検証し、制度のあり方を検討した。2年目となった平成22年度は、同じく歳出での大津市行政全般にわたる包括的なテーマとして、補助金関係の事務の執行状況と、平成21年度の未収金の監査の際に種々の問題点が見られた大津市民病院の財務事務執行等の2点をテーマとして選定した。

### 4. 実施した監査の方法及び対象範囲

テーマⅠ 負担金、補助及び交付金の財務事務の執行等について

(1) 監査の要点 ・ 補助金等の支出は関係諸法令に準拠して事務が行われているか。

・ 条例、規則、要綱等に照らし、事務は適切に行われているか。

・ 交付された補助金等の使用に係る確認手続は適切に行われているか。

・ 補助金等の交付目的・算定方法は適切に検討されているか。また、  
その見直しは十分にされているか。

(2) 実施した監査手続

各部局に包括外部監査人（以下「監査人」という。）が作成した「補助金調査票（以下「調査票」という。）」への記入を依頼し、提出された362件の調査票に基づき、内容を検討した上で、担当者・責任者への質問、提出資料の分析、事務執行における関係法令及び諸規定への準拠性の検討、事務執行体制の検証等、関係書類の突合、その他監査人が必要と認めた手続を実施した。

(3) 監査の対象範囲

平成21年度における「負担金、補助及び交付金」に関し、各部局で作成された「調査票」に記載された補助金、交付金を対象とした。なお、「調査票」の記入に際し、すべての負担金と、交付内容が大津市の行政判断が及ぶ余地がない補助金、交付金

は記入不要とし、監査の対象範囲外とした。

(4) 監査の対象外とした補助金

上記(3)の監査対象のうち、下記補助金は係争中のため監査対象外とした。

①財団法人大津市産業廃棄物処理公社に対する補助金（環境部 環境政策課所管）

産業廃棄物処理施設に対する補助金 78,767,625 円

事業運営補助金 360,885,528 円

②地区環境整備事業補助金（環境部 施設整備課所管） 102,100,000 円

（対象外とした理由）

本補助金については、大津市（財団法人大津市産業廃棄物処理公社を経由したものを含む）から学区自治連に対し交付したものであり、平成22年3月17日に大津市監査委員あてに提出された大津市職員措置請求（平成22年5月13日大津市監査委員却下・棄却。同年6月11日大津地方裁判所へ提訴。）の対象となり、現在、大津地方裁判所で係争中である。そのため、監査人はその判断に係わることが適切ではないとの判断から包括外部監査の対象外とした。

テーマⅡ 大津市民病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る

事業の管理について

(1) 監査の要点 ・平成21年度大津市民病院決算書が同病院の財政状態及び経営成績を反映したものとなっているかどうか。

・大津市民病院の経営に係る管理事務が適切かどうか。

(2) 実施した監査手続

大津市民病院の担当者への質問、提出された資料の分析、事務執行における関係法令及び諸規定への準拠性の検討、事務執行体制の検証等、関係書類の突合、その他必要と認めた手続を実施した。

(3) 監査の対象範囲

平成21年度決算を対象としているが、すべての損益項目・資産負債資本項目を対象としているものではなく、監査人の判断において選択した部分を対象とし、監査を実施した。

(4) 監査の対象外とした事項

平成22年11月に大津市民病院職員による公衆電話利用料等の着服事件が発覚し、現在、その内容を大津市において調査しているところである。本報告書では、その管理体制について意見を述べているが（196頁参照）着服金額、賠償請求額等が現時点では未確定であるため、本事件に関連する決算項目は包括外部監査の対象外とした。

5. 補助者について

大津市監査委員の協議を経て下記の者を監査補助者に選任し、その任に当たらせた。

公認会計士	2名	野口真一・松尾宏文
税理士	2名	安藤大輔・今井正人
認定医業コンサルタント	1名	大石孝太郎
事務補助者	2名	

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、いずれも地方自治法第 252 条の 29 の規定に基づき記載すべき利害関係はない。

注：本報告書の金額表示について

本報告書の金額表示は原則として千円単位で記載しており、千円未満の端数は切り捨てている。そのため、文中や表における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない箇所がある。